



## 松戸市の一步進んだ受動喫煙対策の実施について

### ～松戸市禁煙のおもてなし店ステッカー配布事業～

#### 1. 事業背景

平成30年7月に健康増進法が改正され、令和2年4月からは、飲食店を含む第二種施設では、原則、施設内禁煙となる。ただし、経過措置として、既存の小規模飲食店は、店内での喫煙の可否を選択することができる。なお、店内での喫煙を可とした小規模店舗や喫煙専用室等を設置した店舗に対しては、喫煙可能な施設であることを掲示する義務が課される。

本市では、望まない受動喫煙を防止するため、喫煙可能な飲食店だけでなく、禁煙の飲食店に対しても、禁煙であることを店頭に掲示することを推奨している。また、受動喫煙防止対策をさらに推進するために、健康増進法に示された施設内禁煙にとどまらず、敷地内禁煙や一步進んだ受動喫煙対策に取り組む飲食店を市民に周知するために実施するものである。

#### 2. 事業目的

健康増進法の改正を受け、市内の飲食店における喫煙に関する施策の推進及び知識の普及啓発を図り、もって子どもや妊婦等を含めた全ての市民等が、健康で暮らしやすいと感じることのできる環境づくりをさらに推進するため、本事業を実施する。

#### 3. 事業概要

本市が定めた登録要件を満たし、本事業への認証・登録申請をした飲食店に対して、市のオリジナルステッカーを交付するとともに、ホームページに掲載し、市民等への周知を図る。

#### 4. 登録要件

市の喫煙に関する施策に協力し、下記いずれかに該当する市内の飲食店

①敷地内禁煙を実施

②施設内禁煙を実施し、かつ、個別受動喫煙防止対策を実施

※個別受動喫煙防止対策の例

・屋外喫煙所への特別な受動喫煙防止対策の実施

（店舗の外に灰皿を置いた際に店舗利用者等の動線から離す、閉店時の灰皿撤去等）

・従業員への禁煙推奨・指導



5. 開始時期 令和元年11月1日より受付開始

6. 他市状況

|     | 対象施設         | 市独自の取り組み  |
|-----|--------------|---|
| 松戸市 | 飲食店          | 「敷地内禁煙」、「施設内禁煙」のステッカーを作成。<br>・特徴：施設内禁煙の店舗には、個別受動喫煙防止対策を求める。 |
| 千葉市 | 第一種施設及び第二種施設 | 「敷地内禁煙」、「施設内禁煙」のステッカーを作成している。                               |
| 柏市  | 飲食店等         | 「終日完全禁煙」、「終日完全分煙」、「時間帯禁煙」のステッカーを作成していた。健康増進法の改正を受け、変更予定。    |
| 船橋市 | 飲食店          | 「終日施設内禁煙」のステッカーを作成していた。健康増進法の改正を受け、変更予定。                    |
| 市川市 |              | 取り組みなし  |

7. デザイン



【①敷地内禁煙用ステッカー】



【②施設内禁煙用ステッカー】

※松戸市では、市民にわかりやすい表記とするため、「敷地内禁煙」「施設内禁煙」を上記の表記に変更しました。

【問い合わせ先】

健康福祉部健康推進課 ☎047-366-7486